

第3章 論文提出に係る学位審査

(学位請求の資格要件)

第9条 規則第6条第2項の規定により論文を提出して学位を請求することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 本教育部博士課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者で、退学後1年以上経過している者
- (2) 本教育部(徳島大学大学院医学研究科を含む。)、徳島大学医学部医学科(医学部・歯学部附属病院の医科診療部門、中央診療施設等(総合歯科診療部及び高次歯科診療部を除く。))及び徳島大学医学部附属病院並びに医学部附属教育研究施設を含む。以下「本学部医学科」という。)、徳島大学疾患酵素学研究センター(以下「疾患酵素学研究センター」という。))又は徳島大学疾患ゲノム研究センター(以下「疾患ゲノム研究センター」という。))における研究歴期間が、別表第1に掲げる研究歴期間(研究歴の算定は、別表第2による。以下同じ。)を満たしている者
- (3) 前2号のほか、別表第1に掲げる研究歴期間を有し、論文提出時に現に本教育部、本学部医学科、疾患酵素学研究センター又は疾患ゲノム研究センターに引き続き1年以上(別表第2第5号、第7号又は第9号に該当する者については、この期間を含め通算4年以上。)在籍し、その期間内に論文又は参考論文1編以上を有する者
- (4) その他本教育部において、学位請求資格を有すると認められた者

(資格予備審査)

第10条 学位を請求する者のうち資格について本教育部教授会の認定を要するものは、徳島大学大学院医科学教育部教育・研究委員会の審査を経るものとする。

別表第1

学歴区分	卒業後の研究歴期間	
	基礎医学	臨床医学
(1) 大学の医学を履修する課程又は医学専門学校を卒業した者	7年以上(5年以上)	8年以上(6年以上)
(2) 大学の歯学若しくは修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程又は歯科医学専門学校を卒業した者	8年以上(6年以上)	9年以上(7年以上)
(3) 大学の理科系の課程(前2号に掲げるものを除く。))又は理科系の旧制の専門学校を卒業した者	10年以上(8年以上)	11年以上(9年以上)
(4) 大学の文科系の課程又は文化系の旧制の専門学校を卒業した者	12年以上(10年以上)	13年以上(11年以上)
(5) 前各号の一に該当しない者	その都度教育部教授会において定める。	

注 第1号から第4号までの卒業後の研究歴期間の欄中、上段は同号の学歴区分の欄に掲げる大学の課程等を平成11年度以降に卒業した者、下段()内は同号の学歴区分の欄に掲げる大学の課程等を平成10年度以前に卒業した者(以下「平成10年度以前の卒業者」という。)に必要な卒業後の研究歴期間を示す。